

京都市環境共生センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市環境共生センター規則の一部を改正する規則

京都市環境共生センター規則の一部を次のように改正する。

別表北部環境共生センターの項中「京都市上京区中立売通油小路東入甲斐守町100番地」を「京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月5日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境指導課)